

### III 資料編

---

# I 春日部市健康づくり推進条例

## （目的）

第1条 この条例は、健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、市民が生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 関係団体 市内において保健、医療、福祉その他健康づくりに携わる団体及び自治会その他の地域を基盤に形成された団体をいう。
- （2） 事業者 市内で事業を行う者をいう。
- （3） 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者、関係団体及び事業者をいう。

## （基本理念）

第3条 健康づくりは、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- （1） 市民一人ひとりの心身の状態等に合わせて、生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができるよう継続的に行うこと。
- （2） 市民一人ひとりの健康寿命の延伸及び生活の質の向上に不可欠であることを認識すること。
- （3） 市及び市民等がそれぞれの責務等を認識し、相互に協力すること。

## （市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策（以下「健康づくりの推進に関する施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、健康づくりの推進のために必要な事項の把握に努め、健康づくりの推進に関する施策に反映させるものとする。

## （市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら健康づくりに関する意識を高め、心身の状態等に合わせた健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、健康づくりの推進に関する活動に参加し、及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## （関係団体の役割）

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、健康づくりの推進に関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する者の健康づくりに配慮した職場環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、健康づくりの推進に関する活動及び市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第8条 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、健康づくりの推進に関する計画（次項において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 妊婦及び子どもの健康に関すること。
- (2) 食育に関すること。
- (3) 生活習慣病の予防に関すること。
- (4) 心の健康に関すること。
- (5) がん対策に関すること。
- (6) 高齢者の健康に関すること。
- (7) 歯科口腔保健に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

(市民等との協力)

第9条 市は、健康づくりの推進に関する施策を実施するため、市民等と相互に協力するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第10条 市は、市民等に対し、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するように求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 春日部市歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の規定に基づき、歯科口腔（くう）保健の推進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割等を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するために必要な事項を定めることにより、市民が心身ともに健やかで充実して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいう。
- (3) 保健等業務従事者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいう。
- (4) 関係団体 市内において保健、医療、福祉その他健康づくりに携わる団体及び自治会その他の地域を基盤に形成された団体をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う者をいう。
- (6) 市民等 市民、市内に通勤し、又は通学する者、関係団体及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる基本理念のもとに、推進されなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する基本的かつ総合的な施策（以下「歯科口腔保健の推進に関する施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進のために必要な事項の把握に努め、歯科口腔保健の推進に関する施策に反映させるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら歯科口腔保健に関する意識を高め、歯科口腔保健の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者の役割)

第6条 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する者の歯科検診等を受ける機会の確保その他の歯科口腔保健の推進に関する取組の支援に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第9条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に合わせた歯科口腔保健の推進に必要な施策

(2) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な施策

(市民等との協力)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、市民等と相互に協力するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第11条 市は、市民等に対し、歯科口腔保健に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等に対し、歯科口腔保健の推進のために必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 春日部市健康づくり推進審議会

#### ◆春日部市健康づくり推進審議会条例

(設置)

第1条 市民の総合的な健康づくりを推進するため、春日部市健康づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康保険部健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

| 改正後                  |    |    |            | 改正前                  |    |    |            |
|----------------------|----|----|------------|----------------------|----|----|------------|
| 別表第1（第1条関係）          |    |    |            | 別表第1（第1条関係）          |    |    |            |
| 職名                   | 報酬 |    |            | 職名                   | 報酬 |    |            |
| P F I 事業者選<br>定審査会委員 |    | 日額 | 5,200<br>円 | P F I 事業者選<br>定審査会委員 |    | 日額 | 5,200<br>円 |
| 健康づくり推進<br>審議会委員     |    | 日額 | 5,200<br>円 |                      |    |    |            |

#### ◆春日部市健康づくり推進審議会 委員名簿

任期：2年 2024年（令和6年）10月1日～2026年（令和8年）9月30日

（順不同敬称略）

|    | 所属団体             | 役 職  | 氏 名                  |
|----|------------------|------|----------------------|
| 1  | 埼玉県立大学           | 教授   | きたばたけ よしのり<br>北 畠 義典 |
| 2  | （一社）春日部市医師会      | 会長   | なかむら やすふみ<br>中村 靖史   |
| 3  | （一社）春日部市歯科医師会    | 会長   | むらた よしたか<br>村田 睦剛    |
| 4  | （一社）春日部市薬剤師会     | 理事   | わたなべ じゅんいち<br>渡部 潤 一 |
| 5  | 埼玉県春日部保健所        | 副所長  | あかばね のりこ<br>赤羽 典子    |
| 6  | 埼玉県助産師会春日部地区     | 副地区長 | うめはら ゆり<br>梅原 由里     |
| 7  | 春日部保健所管内地域活動栄養士会 | 会長   | みやたけ さちこ<br>宮武 佐治子   |
| 8  | 春日部市食生活改善推進員協議会  | 会長   | ひぐち きょうこ<br>樋口 京子    |
| 9  | 春日部市母子保健推進員      | 会長   | すずき ゆみ<br>鈴木 由美      |
| 10 | 春日部市スポーツ推進委員協議会  | 会長   | あらい ひでお<br>荒井 秀雄     |
| 11 | 春日部市いきいきクラブ連合会   | 副会長  | みのわ こ<br>三ノ輪 テル子     |
| 12 | 公募               |      | さかまき みつよし<br>坂牧 光義   |

◆ 諮問

春 健 発 第 9 5 6 号  
令 和 6 年 7 月 1 7 日

春日部市健康づくり推進審議会  
会長 北畠 義典 様

春日部市長 岩谷 一弘

第2次いきいきライフプランかすかべ  
(春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画)について(諮問)

春日部市健康づくり推進審議会条例(平成28年条例第37号)第2条の規定に基づき、第2次いきいきライフプランかすかべ(春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画)について、貴審議会の意見を求めます。

◆答申

春 健 審 発 第 7 号  
令 和 7 年 2 月 5 日

春日部市長 岩谷 一弘 様

春日部市健康づくり推進審議会  
会長 北畠 義典

第2次いきいきライフプランかすかべ  
(春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画) (案) について (答申)

令和6年7月17日付け春健発第956号で諮問のあった第2次いきいきライフプランかすかべ(春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画)について、慎重に協議した結果、概ねその内容を妥当と判断し、その旨 答申します。

なお、審議過程において出されました意見等については、十分に尊重し、適切な計画の遂行に向けて取り組まれるよう要望します。

意見

本審議会は、春日部市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民としての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議してきた。

本計画は、健康増進法、食育基本法及び自殺対策基本法の基本理念のもと、春日部市の最上位計画である「第2次春日部市総合振興計画(後期基本計画)」の基本目標2「いつまでも健康でいきいきと暮らせるまち」を具体化する計画であることを踏まえ、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ、計画的に推進するため、前計画を継承したうえで見直し検討した。

今後においても、市民が生涯にわたり、心身ともに健やかで充実して暮らすことができる社会の実現のため、行政が中心となり、市民、関係団体、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の協力によって進められたい。

なお、個別の意見については、別紙のとおりである。

別紙

全体について

市民の生涯を経時的に捉えた健康づくり(ライフコースアプローチ)を踏まえ、世代ごとの課題に取り組めるよう推進されたい。

1 健康づくり計画について

(1) 健康づくりは生活習慣病発症、重症化予防に向けた適切な知識や健康意識が高まるような取組を充実されたい。

(2) 高齢者がいつまでも心身ともに健康に生活できるよう、地域場で勉強会を開くなど引き続きフレイル予防に取り組むとともに、人と人とのつながりを含めた社会的健康を意識した取組を図られたい。

(3) 歯と口の健康は身体の発達や健康と密接に関係しているため、ライフステージに応じた歯と口の健康づくりに意識的に取り組めるよう周知・啓発に努められたい。

2 食育推進計画について

(1) 健康な食習慣を身につけ、栄養バランスの良い食事を意識し、実践できるよう努められたい。

3 自殺対策計画について

(1) 自殺総合対策大綱を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を進められたい。

## 4 第2次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）策定庁内検討委員会

第2次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）策定庁内検討委員会要綱

（設置）

第1条 第2次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）（次条において「計画」という。）を策定するため、第2次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織する。

- 2 委員長は、健康保険部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康課健康づくり担当課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康保険部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

別表（第3条関係）

|                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長公室次長 総合政策部次長 総合政策部参事 財務部次長 総務部参事兼人権共生課長<br>総務部参事兼人事課長 市民生活部次長 福祉部次長 福祉部参事 こども未来部次長<br>健康保険部参事 環境経済部次長 環境経済部環境担当次長 都市整備部次長<br>上下水道部次長 事務部次長 学校教育部学務指導担当次長 社会教育部次長<br>社会教育部参事 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 連携協定事業者等一覧

|                                                                                                                                          |                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1) 健康づくりにおける連携・協力に関する協定                                                                                                                  |                                                                                                                                                         |
| (1) 目的                                                                                                                                   |                                                                                                                                                         |
| 市民の健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、市民の健康増進を図るとともに健康的な生活を実現するため。                                                                                     |                                                                                                                                                         |
| (2) 主な連携・協力事項                                                                                                                            |                                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦及びこどもの健康に関すること</li> <li>・生活習慣病の予防に関すること</li> <li>・がん対策に関すること</li> <li>・歯科口腔保健に関すること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関すること</li> <li>・心の健康に関すること</li> <li>・高齢者の健康に関すること</li> <li>・その他、健康づくりの推進に関する施策を実現するために必要な事項に関すること</li> </ul> |
| (3) 事業者（敬称略）                                                                                                                             |                                                                                                                                                         |
| 大塚製薬株式会社                                                                                                                                 | 株式会社ルネサンス                                                                                                                                               |
| 協和キリン株式会社                                                                                                                                | 第一生命保険株式会社                                                                                                                                              |
| 中外製薬株式会社                                                                                                                                 | 日本生命保険相互会社                                                                                                                                              |
| 明治安田生命保険相互会社                                                                                                                             |                                                                                                                                                         |
| 2) 女子栄養大学との包括的連携協定                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |
| (1) 目的                                                                                                                                   |                                                                                                                                                         |
| 食と栄養の見地から市民の健康増進および活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与するため。                                                                                           |                                                                                                                                                         |
| (2) 主な連携事項                                                                                                                               |                                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの推進に関すること</li> <li>・地域の活性化に関すること</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・交流に関すること</li> <li>・生涯学習の推進に関すること</li> </ul>                                                                |
| 3) 日本薬科大学との食と健康づくりにおける包括的連携協定                                                                                                            |                                                                                                                                                         |
| (1) 目的                                                                                                                                   |                                                                                                                                                         |
| それぞれの人的・知的資源の活用を図りながら、市民生活における食と健康に対する理解を深め、市民の健康増進と活力ある地域社会の形成・発展に寄与するため。                                                               |                                                                                                                                                         |
| (2) 主な連携事項                                                                                                                               |                                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくりの推進に関すること</li> <li>・地域の活性化に関すること</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・交流に関すること</li> <li>・生涯学習の推進に関すること</li> </ul>                                                                |

## 6 計画策定の経過

### ■2023 年度（令和5 年度）

| 月 日                  | 内 容                                                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------|
| 6 月 20 日             | 第 1 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画の進捗状況 |
| 7 月 26 日             | 第 2 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・「春日部市市民生活習慣実態調査」アンケート項目        |
| 9 月 1 日～<br>9 月 26 日 | 市民生活習慣実態調査 実施                                           |
| 1 月 30 日             | 第 3 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・「春日部市市民生活習慣実態調査（アンケート調査）」結果報告  |

### ■2024 年度（令和6 年度）

| 月 日                   | 内 容                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月 25 日              | 庁内検討委員会                                                                                                           |
| 7 月 17 日              | 第 1 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画の進捗状況<br>・第 2 次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）概要及び骨子案 |
| 9 月 25 日              | 庁内検討委員会                                                                                                           |
| 10 月 9 日              | 第 2 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・第 2 次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）素案                                         |
| 11 月 13 日             | 第 3 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・第 2 次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）案                                          |
| 12 月 10 日<br>～1 月 9 日 | 市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施                                                                                            |
| 1 月 29 日              | 庁内検討委員会                                                                                                           |
| 2 月 5 日               | 第 4 回 春日部市健康づくり推進審議会<br>・第 2 次いきいきライフプランかすかべ（春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画）（案）について                                    |

## 7 用語解説

### A～Z

#### ■BMI

成人の体重・体格指数のことで、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される。18.5未満を「やせ」、25以上を「肥満」としており、日本肥満学会では最も疾病の少ないBMI 22を標準体重としている。

#### ■COPD（慢性閉塞性肺疾患）

気管支の炎症や肺の弾性の低下により気道閉塞を起こし、呼吸困難に至る病気の総称。慢性気管支炎、肺気腫が代表的。咳、痰、息切れが主な症状で、最も大きな原因はたばこの煙とされる。

### あ行

#### ■栄養成分表示

食品表示法の施行に基づき、原則として、一般用加工食品及び一般用の添加物には栄養成分表示が義務付けられている。栄養成分表示は、健康で栄養バランスのとれた食生活を営むことの重要性を消費者自らが意識し、商品選択に役立てることで適切な食生活を実践する契機となる効果が期待されている。

#### ■オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症の人を介護している家族の負担の軽減を図るため、認知症の人やその家族、地域の人や専門職など誰もが参加できる集いの場。

### か行

#### ■カウプ指数

乳幼児（3か月から5歳）の発育状態の程度を表す指数で、「 $10 \times \text{体重(g)} / \text{身長(cm)}^2$ 」で算出される。カウプ指数 14 以下が「やせぎみ」、15～17 が「ふつう」、18 以上が「ふとりぎみ」とされる。

#### ■かかりつけ医

身近な地域の診療所などで日常的に医療を受けたり、健康に関する相談ができる医師のこと。

#### ■かかりつけ歯科医

身近な地域の診療所などで日常的に医療を受けたり、健康に関する相談ができる歯科医師のこと。

#### ■春日部そらまめ体操ボランティア指導者（そらまメイト）

春日部そらまめ体操（「青空の下でまめに、いつまでも体を動かせますように」との願いをこめて制作した春日部市独自の介護予防体操）の知識や技術を習得する養成講座を修了した市民ボランティア指導者。施設などで同体操の実技指導を行っている。

#### ■かすかべびーず訪問

4か月児健康診査の対象となる予定の乳児がいる家庭を母子保健推進員等が訪問し、不安や悩み等を聴き、子育て支援に関する情報の提供等を行う。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結びつける事業。

#### ■共食

家族や友人と食卓を囲んで一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。

#### ■ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人のこと。

#### ■健康格差

地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

#### ■健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。

#### ■健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間。

#### ■健康脳トレ塾

65歳以上の人を対象に春日部市が実施している介護予防教室。春日部そらまめ体操を中心に、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善、運動機能の向上などに関する講義や実技を行い、総合的に介護予防に関する知識の習得や介護予防習慣の重要性を学ぶことができる。

#### ■口腔ケア

口の中のケアを意味し、歯や舌などの口腔清掃だけでなく、嚥む力や飲み込む力を維持するために言うりハビリ等も口腔ケアの一つである。

#### ■誤嚥性肺炎

本来気管に入ってはいけない物が気管に入り（誤嚥）、そのために生じた肺炎。老化や脳血管障害の後遺症などによって、飲み込む機能（嚥下機能）や咳をする力が弱くなると、口腔内の細菌、食べかす、逆流した胃液などが誤って気管に入りやすくなる。

## ■子育てサロン

子育て中の親や子ども同士のふれあいや仲間づくり、子育ての悩みを相談し合える機会を提供する場をいう。

## ■こども家庭センター

こどもや子育て世帯を包括的に支援する拠点で、妊産婦への支援から、いじめ・不登校の相談・支援等まで幅広く切れ目ない支援を行う。令和6年4月から全市町村が設置に努めることを義務づけられた。

## さ行

### ■自殺死亡率

ある集団に属する人のうち、一定期間中に自殺で死亡した人の割合。死亡率(人口10万対)では、人口10万人当たりで、どのくらいの人が死亡したかを表している。

### ■食生活改善推進員

食を通したボランティアとして、地域における食生活の改善に取り組んでいる。現在約15万人で、全国1,360市町村(平成28年4月)に協議会組織を持って活動を進めている。また、地域住民に対する生涯を通じた食育を推進している。

### ■食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまうものをいう。食卓に出された食べ残しだけでなく、加工、流通段階で傷んだり、売れ残ったりして廃棄したもの。食卓に出さずに捨てられた食品も含まれる。

### ■身体活動

意識的な運動だけではなく、日常生活の中で体を動かすことによる運動のこと。

### ■生活習慣病

食生活、運動、休養のとり方、喫煙、アルコール、歯みがきなどの毎日の生活習慣が病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾病。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、高脂血症などがある。

### ■生活の質 (Quality of life = QOL)

人々の生活を物質的な面から量的にとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。

## た行

### ■第1号被保険者

市町村に住所を有する65歳以上の者を言う。転入や年齢が65歳に到達したときに、その市町村における介護保険第1号被保険者の資格を取得する。

## ■適正飲酒量

厚生労働省の示す指標では、節度ある適度な飲酒は 1 日平均純アルコールで 20 グラム程度。また女性や高齢者、少量の飲酒で顔が赤くなる人は、これより飲酒量を少なくすべきであると推奨している。

## な行

### ■年齢調整死亡率

死亡数を人口で除した死亡率を比較すると、各都道府県の年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向がある。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率が年齢調整死亡率である。

## は行

### ■ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

### ■標準化死亡比

ある集団の死亡率を、年齢構成比の異なる集団と比較するための指標。対象集団について、実際の死亡数と期待（予測）される死亡（集団の年齢階層別の死亡率とその階層の人口をかけ合わせたものの総和）の比で、この値が 100 以上であると、その集団の死亡率は何らかの理由で高いといえる。

### ■フレイル

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。

### ■平均寿命

今後の死亡状況が変化しないと仮定したときに、各年齢の人が平均してあと何年生きられるかという期待値を表したものを「平均余命」といい、0 歳の平均余命を「平均寿命」という。平均寿命はすべての年齢の死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。

## ■母子保健推進員

かすかべびーず訪問で、4 か月児健康診査の診査票等の配布、母親の体調や子育ての状況を確認し、必要に応じて市の保健師へつないでいる。子育てに関する情報を提供し、市内の各家庭及び地域に密着した母子保健活動を推進している。

## ま行

### ■民生委員・児童委員

市民の身近な相談役として相談を受けたり、市民の要望を行政につなぐパイプ役としての活動等をしている。老人福祉法等の法律に基づいて、高齢者や障がい者の援助、社会福祉施設との連絡や、児童の健全育成に関する活動に携わっている。

## ら行

### ■ライフコース

「個人が一生の間にたどる道筋」のこと。また、その一人の人生を胎児期から老年期まで繋げて考える、社会的経済的な状態、栄養状態、精神状態、生活環境などにも着目して考えることをライフコースアプローチという。

### ■ローレル指数

学童の肥満の程度を表す指数で、「 $(\text{体重(kg)}/\text{身長(cm)}^3) \times 10^7$ 」で算出される。ローレル指数が 130 程度で標準的な体型とされ、プラスマイナス 15 程度に収まっていれば標準とされる。

### ■ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器（骨、関節、筋肉、神経のこと）の衰えのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性が高い状態のこと。

---

第2次 いきいきライフプランかすかべ  
(春日部市健康づくり計画・食育推進計画・自殺対策計画)  
2025年度～2030年度

発行日 令和7年3月

発行 埼玉県春日部市

編集 健康保険部 健康課（春日部市保健センター）

〒344-0064 埼玉県春日部市南一丁目1番7号

TEL：048-736-6778

H P：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>

---

